（表示）

第十五条　ヘッドには、次の各号に掲げる事項を、その見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

［一・二　略］

［三　標示温度

［四・五　略］

六　r二・六のものにあつては「二・六」、r二・八のものにあつては「二・八」

七　小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドを除く。）にあつては、「小」又は「S」及び流量定数K

八　水道連結型ヘッドにあつては、「W」、流量定数K及び〇・〇五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値

2　ヘッドには、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる標示温度の区分に応じ同表下欄に掲げる色別をその見やすい箇所及び作動後においても確認できる箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、作動後においても識別できる方法で標示温度が表示されているものにあつては、この限りでない。

標示温度の区分	色別
六十度未満	黒
六十度以上七十五度未満	無
七十五度以上百二十一度未満	白
百二十一度以上百六十二度未満	青
百六十二度以上二百度未満	赤
二百度以上二百六十度未満	緑
二百六十度以上	黄

3　カバーには、標示温度をその見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

［新設］

（表示）

第十五条　［同上］

［一・二　同上］

［三　標示温度及び次の表の標示温度の区分による色別

標示温度の区分	色別
六十度未満	黒
六十度以上七十五度未満	無
七十五度以上百二十一度未満	白
百二十一度以上百六十二度未満	青
百六十二度以上二百度未満	赤
二百度以上二百六十度未満	緑
二百六十度以上	黄

［四・五　同上］

六　r二・六のものにあつては、「二・六」

七　小区画型ヘッド（水道連結型ヘッドを除く。）のものにあつては、「小」又は「S」及び流量定数K

八　水道連結型ヘッドのものにあつては、「W」、流量定数K及び〇・〇五メガパスカル又は放水量が毎分三十リットルとなる放水圧力のうちいずれか大きい値

［新設］